

平成 23 年 6 月 24 日
公益財団法人ヤマト福祉財団

「東日本大震災 生活・産業基盤復興再生募金」の開始
並びに「指定寄附金」の指定について

公益財団法人ヤマト福祉財団（本部：東京都中央区、理事長：有富 慶二）は、この度、「東日本大震災 生活・産業基盤復興再生募金」の募集を開始いたします。この寄付金につきましては、本日 6 月 24 日付で、財務大臣から「指定寄附金」に指定されたことを合わせてお知らせいたします。

ヤマト福祉財団は、心身に障がいのある方々の「自立」と「社会参加」を支援することを目的に、1993 年 9 月に設立されましたが、東日本大震災を受け、被災地域の生活基盤の復興と水産業・農業の再生を持続的に支援していくことの必要性と社会的意義を強く認識していました。

このたびの大震災では、生活・産業基盤の損傷、とりわけ地域を支えてきた水産業・農業の被害はかつてない甚大なものとなりました。被災者の方々を持続的に支援していくには、失われた生活基盤を回復し、産業を再生させ、雇用を生み出していく必要があります。それによって障がいのある方々や高齢者も含めた地域社会が復興再生していくものと考えます。そのためには、この震災で浮かび上がった諸課題を見据えた大胆な発想と革新的行動、そしてこれを支える資金の投入が不可欠であると考えています。

こうした認識のもと、公益財団法人の認定を受けた財団として「東日本大震災 生活・産業基盤復興再生募金」を開始することを決定し、今回「指定寄附金」として指定されるに至った次第です。

「指定寄附金」の指定を受け、当財団では平成 23 年 6 月 24 日（金）から寄付の受付を開始するとともに、同日から 7 月 31 日（日）の期間で、第 1 次助成先の募集を開始いたします。第 1 次助成先は、8 月末に決定する予定です。
募金活動並びに助成先の決定等につきましては、当財団のホームページを通じて開示してまいります。

ヤマト福祉財団では、ヤマトグループの「宅急便一個につき 10 円の寄付」をはじめ、企業や団体、個人の方々からひろく寄付を募り、持続的な復興・再生支援の一助となるべく取り組んでまいります。

－東日本大震災 生活・産業基盤復興再生募金、並びに助成について－

1. 募集について

- (1) 募集責任者：公益財団法人ヤマト福祉財団（寄付金を受け付け、外部有識者による東日本大震災復興支援選考委員会を設置して寄付先・助成先を決定する）
- (2) 募集対象：個人、団体、企業等であって限定しない
- (3) 寄付金の募集を行う場合の区域内的の範囲：全国
- (4) 目標額：300億円
- (5) 寄付金の募集期間：平成23年6月24日から平成24年6月30日
（ホームページでの詳細のご案内・口座開設は平成23年7月1日から）
- (6) 寄付方法：寄付金は銀行振込により所定口座に送金する

2. 助成について

- (1) 助成対象者
東日本大震災による被災地の生活基盤の復興と水産業・農業等 産業基盤の再生支援を行う地方公共団体等
- (2) 助成対象事業
東日本大震災による被災地の生活基盤の復興と水産業・農業等 産業基盤の再生支援を目的とした事業等全般
- (3) 助成金額
1事業への助成額は原則として1億円以上、20億円を限度とする
- (4) 助成申請
所定の申請書に必要事項を記入のうえ、復興・再生計画書、事業の組織図、工程表、団体規約、地方自治体から補助金を受けている場合はそれを証明する書類等を添えて、公益財団法人ヤマト福祉財団に申請する

(5) 活動の報告等

助成を受けた団体は公益財団法人ヤマト福祉財団に活動実績・助成金使途等の報告書を提出する

助成を受けた団体の団体名、助成金額、活動概要等について、公益財団法人ヤマト福祉財団ホームページで公表する

(6) 助成金の交付等

公益財団法人ヤマト福祉財団が設置する第三者委員会「東日本大震災復興支援選考委員会」が寄付・助成を決定する

(7) 第1次応募期間と助成決定時期

①応募期間 2011（平成23）年7月1日（金）～同年7月31日（日）

②助成決定時期 2011（平成23）年8月下旬（予定）

※ 詳細につきましては、ヤマト福祉財団のホームページ (<http://www.yamato-fukushi.jp/>) をご参照ください。

以上

【お問い合わせ先】

公益財団法人ヤマト福祉財団 担当：早川・渡辺（03-3248-0691）までお願いいたします。